
資料紹介

ヘンリエッタ・マリアの「インデンチャー」(1663年)の
西洋古文書学的分析：
「ホッブズ・コレクション」におけるマニユスクリプト

Paleographical and Diplomatic Analysis of the Henrietta Maria's *Indenture* (1663) :
The handwritten document (manuscript) in *Hobbes Collection*

東京大学大学院経済学研究科
Graduate School of Economics, Faculty of Economics, The University of Tokyo

森脇優紀
MORIWAKI, Yuki

Abstract

In this paper, the author introduce the Henrietta Maria's *Indenture* in 1663, one manuscript in *Hobbes Collection* belonging to Nagoya University Library. The analysis of this *Indenture* is performed from a paleographical and diplomat point of view, and the transcription text of the manuscript is presented at the end this paper.

Keywords

manuscript (マニユスクリプト), paleography (古書体学),
diplomatic (文書形式学), indenture (インデンチャー),
Hobbes, Thomas, 1588-1679, Henrietta, Maria, 1609-69

1. はじめに

本稿は *Indenture, 1663 December 18, made between Queen Henrietta Maria her Trustees, St. Albans, Sir Kenelm Digby, Sir John Winter, Sir Charles Harbord, Sir Robert Long, Sir Peter Ball and Sir Henry Wood as one party, and Robert Bruce, the other party of a grant to Lord Bruce of the succeeding right to his father's estates and titles after the death of Thomas Bruce, 1st Earl of Elgin* (以下、*Indenture 1663*と略記。請求記号：Hobbes I || 95, 資料ID：40696057) の紹介を目的とする。この資料は、チャールズ1世(Charles I, 1600-49)の妃ヘンリエッタ・マリア(Henrietta Maria [英], アンリエット・マリー Henriette Marie [仏], 1609-69)と王妃に仕える7名が、ブルース卿(Robert Lord Bruce, 1626-85)に対して、土地や権利を与える旨を1663年12月18日付で証明したマニュスクリプト(手稿資料)である。

名古屋大学附属図書館では、所蔵のコレクションである「ホップズ・コレクション」(*Indenture 1663*を収める)と水田文庫を主な対象として学術的価値の高い貴重書をデジタル化し、「ホップズ・水田コレクションデータベース」として公開する際に、そこに含まれるマニュスクリプトについては、画像データと共にできる限りテキストデータ(原文の翻字テキスト)も併せて公開したいという意向を持ち続けてきた。しかしながら、マニュスクリプトは解読が決して容易ではなく、テキストデータの公開がなかなか進められないのが現状である。

以上の意向を受け、本稿では、末尾に*Indenture 1663*の翻字テキストを提示する。なお、翻字テキストは、過去に元経済学部図書掛長・川原和子氏によって作成されたものを基に、筆者が修正・追加したものである。

実は、筆者は16・17世紀の日本のキリシタン史を専門とし、特に同時代のイエズス会宣教師の文書(主にポルトガル語・スペイン語・イタリア語・ラテン語で記された、手書きの現地報告書類)を用いた研究を進めている。イエズス会宣教師の報告書であっても、本文書のような公文書であっても、その翻字・解読に、西洋古文書学の手法が欠かせないことは共通している。ただし、筆者は*Indenture 1663*の内容の詳細や社会的・歴史的背

景については門外漢であることを、あらかじめお断りしておく。

このため本稿では、*Indenture 1663*について、主に西洋古文書学的な視点から紹介し、翻字テキストを提示する。内容の詳細な分析については、専門家の研究を俟つこととしたい。

2. 来歴と修復事業

*Indenture 1663*は、名古屋大学附属図書館所蔵の「ホップズ・コレクション」¹⁾(正式名は「イギリス近代思想史原典コレクション」、以下「コレクション」と略記する)に含まれた資料の一つである。「コレクション」は、名古屋大学が文部省(当時)の「外国図書購入費」によって、1979年度から1980年度にかけて購入したものである。

1979年度購入分(第I期²⁾)は、リチャード・ハッチウエル(Richard Hatchwell, 1927-2009)という古書籍商が1950年より蒐集してきたトマス・ホップズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)の著書や、彼に関連する同時代の人物の著作から構成されている³⁾。ハッチウエルは、ホップズの故郷であるマームズベリ(Malmesbury)の出身で、1947年から古書籍業を開始している。彼は、書籍だけではなく、地元の歴史についても豊富な知識を有しており⁴⁾、ホップズに関する書籍の蒐集も、同郷人としてのホップズに関心を持っていたことが関連していると考えられる⁵⁾。

*Indenture 1663*は、ハッチウエルが蒐集したこの第I期に含まれており、唯一のマニュスクリプトである。なおハッチウエルは、絵画など画像資料も幅広く蒐集したようで、「コレクション」第I期にはホップズの肖像画5点も含まれている。

第II期は、ホップズの影響を受けて展開されたイギリスとフランスの近代思想関係の著作を集めた資料群である。こちらは、第I期を補充・拡大する意図で、デュヴァル(Duval)書店が蒐集した。

1979年の購入当時、*Indenture 1663*がどのような状態で受け入れられたのかは明らかではないが、折り畳まれた状態で長年保管されていたと推察される。2017年度に修復が施される以前は、ヴェラム(獣皮紙)に折れがあり、ヴェラム自体が固くなった状態で、伸ばすことができないほど強い折れ癖がついていたようである。

そこで専門家⁶⁾によりフラットニング(平滑化)

が施された。湿気を与えることで柔軟性が出るヴェラムの性質から、この修復では、ヴェラム自体に湿気を与えて柔らかくした上で、徐々にしわと折れを伸ばし、しわが伸びたら、板に挟み込んでおもりを載せて⁷⁾平滑化する処置が行われた。その後は、平滑な状態を保つために文書の大きさに合わせたアーカイバルボード（中性紙保存箱）に入れて保管されている。

なお第1葉裏面には、裏打ちして修復した痕跡が確認できる。フラットニングの前に撮影された画像を確認すると、同じ修復痕が見られる。またその一部には、「[£] 150」と鉛筆書きがあり、それは字体からみて日本人によるものではないと思われる。以上のことから、これらの修復はハッチェルの所有以前になされたものと推察される。

3. 文書の内容

3-1. 作成時期・文書の当事者・具体的内容

本文書の作成日は、1663年12月18日である。また文書内では、まず日付が記されたのち、「神の恩寵によるイングランド、スコットランド、フランスおよびアイルランド王、信仰の擁護者である我らの主権者たる国王チャールズ2世の治世15年目」と書かれている。これは、チャールズ2世（Charles II, 1630-85）が、スコットランド王の座についた年（1649年）から数えていることになる。その後、西暦（Annoque Domini）1663が表記されている。

この時期は、ちょうど1660年5月にチャールズ2世が亡命先からロンドンに帰還して後期ステュアート朝が始まり、時代は王政復古の真只中にあった。この直前にチャールズ2世は、ピューリタン革命関係者の大赦、信仰の自由、革命中の土地移動の承認、軍隊への未払い給与の保証を行う宣言（ブレダ宣言）を出した。

信仰をめぐる問題が革命を引き起こした一つのきっかけであることから分かるように、宗教問題は、王室において国制や政治と密接にかかわる争点の一つであった。そうした中で、チャールズ2世は、カトリックの保護を念頭に置いたプロテスタント系も含む非国教徒に対する寛容政策をとるが、次第にカトリック擁護を強めていく。またチャールズ2世は、親フランス外交へと転向していく。こうした背景には、カトリック教徒でフラ

ンス王家の出自を持つ母、ヘンリエッタ・マリアの影響が少なからずあったと思われる。

次に本文書の当事者についてみてみよう。一方がチャールズ1世の妃ヘンリエッタ・マリア、セント・オールバンズ伯爵（1st Earl of St. Albans = Henry Jermyn, 1605?-86）、ケネルム・ディグビー（Sir Kenelm Digby, 1603-65）、ジョン・ウィンター（Sir John Winter, 1600?-73?）、チャールズ・ハーボード（Sir Charles Harbord, 1596-1679）、ロバート・ロング（Sir Robert Long, ?-1673）、ピーター・ボール（Sir Peter Balle, 1598?-1680）、ヘンリー・ウッド（Sir Henry Wood, 1597-1671）の8名であり、もう一方がブルース卿である。

ヘンリエッタ・マリアは、フランス国王アンリ4世（Henri IV, 1553-1610）の娘で、1625年にイングランドに渡りチャールズ1世と結婚した。熱心なカトリック教徒であり、国教会の方式による戴冠の儀式を拒否したり、セント・ジェームズ宮殿にある彼女専用のチャペルで毎日祈りを捧げたりと、イングランド国内のプロテスタントからは反感の目で見られることが多かった。

以下7名は全て、王室に仕える人物である。セント・オールバンズ伯爵は、文書作成当時、宮内卿（Lord Chamberlain of the Household）という、王室関係の業務や人事、栄爵の授与、戴冠式や議會開会式を除く全ての宮廷儀式を取り仕切る役職に就いている。1628年にヘンリエッタ・マリアの副侍従長として仕えて以降、王妃に近い存在であったようである。1630年代には、カトリックに改宗し、1643年に王妃の秘書となった。ピューリタン革命の際には、王妃をフランスに避難させ、王妃の息子で亡命中のチャールズ2世とも連絡を取り合いながら、1660年の王政復古までパリに滞在した。

ケネルム・ディグビーは、大法官（Chancellor）で、国璽（Great Seal）の保管者、大法官府（Chancery）の長官として、公文書の発給や行政事務をつかさどり、国政について国王の重要な助言者の立場にあった。1636年にカトリック教徒となり、間もなくヘンリエッタ・マリアに仕え始める。ピューリタン革命中もパリ亡命中の王妃に仕えていた。帰国後の1654年には、イギリス共和国（the Commonwealth）の初代護国卿オリバー・クロムウェル（Oliver Cromwell, 1599-1658）にカト

リック教徒への寛容を助言している。

ジョン・ウィンターは首席国務卿 (Principal Secretary) である。この役職は、もとは国王の政治的補佐役であったが、ヘンリー 8 世 (Henry VIII, 1491-1547) 統治期の1540年以降、2名が任命されるようになり、国政に占める地位が上昇している。また彼は、チャールズ 1 世の時代には武器を供給しており、以前から王室とかかわりがあったようである。さらに、彼はカトリック教徒で⁸⁾、ディグビー家とも親しかったようである⁹⁾。

オールバンズ伯爵、ディグビーそしてウィンターは、カトリック教徒であるため、カトリック信仰の篤い王妃の信頼も特に大きかったと推察される。また三者の職位から考えると、本文書からは、王室内でカトリック勢力が影響力を持ち始めている様子も見てとれる。チャールズ 2 世の対カトリック政策やヘンリエッタ・マリアの意向が反映されていると思われる。

チャールズ・ハーボードと、ロバート・ロングは、ともに Surveyor General (測量監督官) という役職に就いている。

ピーター・ボールは、法務総裁 (Attorney General) を務めている。この役職は、法廷で国王を代表して訴訟を行ない、政府に法律上の助言を与える最高位の法務官で、16世紀以降国家の要職であった。

ヘンリー・ウッドは、王室会計部の事務官 (Clerk of the Green Cloth of the Household) を務めている。これは、王室の歳出予算や毎日の支出の管理を行う役職である。それ以前の1644年には、ヘンリエッタに随伴してフランスに渡っており、王妃に近い存在であったことがうかがえる。

さて、もう一方の当事者であるロバート・ブルースは、エルギン伯爵 (Earl of Elgin = トマス・ブルース Thomas Bruce) の息子である。エルギン伯爵家は、スコットランドの名門貴族で、1633年 6月にロバートの父トマスが、スコットランド国王から第3代キンロス (Kinloss) 伯爵に任命されたことに始まる。ブルース一族はスコットランドのファイフ (Fife) にあるキンカーディン (Kincardine) を拠点とした一族である。またロバート家は、スコットランド貴族の中で最初にイングランド貴族に列せられた名門でもある¹⁰⁾。

なお、父トマスは、イングランド王室と親しかつ

たようである。ジェームズ 1 世 (James I, 1566-1625) の時代には、国王から1624年にアムトヒル (Ampthill) 近郊にあるホートン・ハウス (Houghton House) を与えられ、後にここが、3世代にわたってブルース家の主要な邸宅となる。またチャールズ 1 世の時代には、1633年に国王のスコットランド王戴冠式の際に随伴している。また1641年には、イングランド貴族の爵位であるホルトン男爵 (Baron Bruce of Whorlton) を与えられている。

ロバート・ブルース自身は、1660年からベッドフォードシャー (Bedfordshire) 選出の下院議員を務め、1661年には王政復古期の議会である騎士議会の議員となった。そして、1663年12月21日に父トマスが亡くなると、その爵位 (エルギン伯爵) を継承した。

このように、当事者の経歴やその職位に着目すると、その多くが以前から王室とのつながりが深く、とりわけヘンリエッタ・マリアに近い存在であったことがうかがえる。

本節の最後に、文書の具体的内容に触れておく。この文書は、ちょうどロバート・ブルースの父が亡くなる日の直前の12月18日に作成されており、その内容は、まさに父の死後、その職位や土地のあり方に関するものである。

具体的には、概ね以下2点が保証されている。

①父トマスの死後は、ベッドフォードシャー州 (county) とバッキンガムシャー (Buckinghamshire) 州にあるアムトヒルの honor (封邑) における荘園執事長 (Chief and High Steward) の職位と構成員、従物を与える。

②アムトヒルの封邑における荘官監督長 (Guardian Chief of Bailiff) の職位を与える。

封邑とは、有力貴族の集合所領、すなわち騎士封 (Knight's Fee) の集合体を指す。いくつかの州に散在する騎士封が中心にあり、支配する領主 (貴族) によってまとめられ、行政上一単位とみなされたものである。現在のアムトヒルはベッドフォードシャーに属する地名であるが、当時は封邑として、隣接のバッキンガムシャーにもまたがっていたのだろうか。また、アムトヒルが、ブルース家の主要邸宅であるホートン・ハウスから近いことも、ブルース家にアムトヒルの封邑の管理が任されていたことに関連があるようで興味深い。

莊園執事 (Steward) とは、領主の代理として莊園 (manor) の管理にあたった役人である。複数の莊園を管理する場合が多く、それらの運営と法的秩序の維持、領主の利益の擁護に責任を持っていた。そのため、莊官を監督して農作業の管理にあたらせ、他方では、莊園裁判所や領主刑事裁判所を主宰して、秩序の維持に努めていた。

②については、「父親の死後」という一文が確認できないため、ロバートに新たに与えられた可能性もある。ただし筆者には、職務の内容から①と②を区別する力量はなく、今後の専門家による厳密な分析に委ねたい。

こうしてロバート・ブルースは、このインデントチャーによって、アムトヒルの封邑、その管理や権利を保証された。そして、父親の死後は、その爵位も継承し、第2代エルギン伯爵となった。さらに翌年には、イングランド貴族のアイルズベリー伯爵 (Earl of Ailesbury)、アムトヒルのブルース子爵 (Viscount Bruce of Ampthill)、スケルトンのブルース男爵 (Baron Bruce of Skelton) に叙位されている。また1685年には、宮内卿を務めている。ここから、ロバートは王室との関係をより深めていったことがうかがえる。*Indenture1663*も、ブルース家と王室との関係を示す重要な史料の一つと位置付けられるだろう。

3-2. ホップズとの関連

*Indenture1663*には、ホップズの名前は登場しないが、これがホップズに関連するマニュスクリプトとして蒐集された理由は何であろうか。単に同時代の文書であるばかりでなく、文書の当事者の中に、ホップズと関わりのある人物がいたことが最大の理由であろう。

ホップズは、1640年にパリに亡命し、亡命中にはチャールズ2世 (当時は皇太子) の数学の家庭教師を務めていた。王室との関わりがあれば、当然ヘンリエッタ・マリアとも親交があっただろう。本文書にヘンリエッタ・マリアが当事者として名前のあることから、本文書がホップズと関連のある資料として蒐集されたと考えられる。

さらに、ホップズは、王室だけではなく、本文書に登場する別の人物たちとも関係があったようである。オールバンズ伯爵は、ホップズがチャールズ2世の家庭教師を務めた際、ホップズの教師

としての立場を擁護し¹¹⁾、ホップズが1642年に『市民論』をパリで匿名出版した際には、その資金調達を行なっている¹²⁾。ホップズにとっての恩人といえよう。ディグビーは、1630年代にフランスでホップズと出会い、以降長い間親交が深く、手紙のやり取りもあったようである¹³⁾。

内容としては直接ホップズにつながるものではないが、*Indenture1663*からは、ホップズと親交のあった人物たちが当時どのような立場にいたのかを確認することができる。本文書も、コレクションの他の資料と同じように、当時のホップズの社会的立場や彼の思想を知る手がかりとなりうるのではないだろうか。

4. *Indenture 1663* を「読み解く」：西洋古文書学的アプローチ

4-1. 西洋古文書学的アプローチとは？

古文書や古書籍を「読み解く」場合、書かれている内容 (テキスト) を解説・分析することがまず思い浮かぶだろう。しかし、ここでいう「読み解く」とは、内容の理解だけではなく、その古文書がもつ構造や様式をも把握し、概括的に理解するという意味である。そのためには、西洋古文書学の知識が不可欠なのである。

西洋古文書学に含まれる主な学問領域として古書体学 (paleography)、文書形式学 (diplomatic)、印章学 (sigillography) があげられる¹⁴⁾。

古書体学とは、文字の形状 (書体) を分析・分類をする学問領域である。また、略字の知識も古書体学の体系に含まれている。この知識がなければ、古文書の原文を翻字することはできず、内容や形式を把握することが難しくなる。この意味で、翻字の作業も古書体学の範疇に入るといえよう。

さらに、紙や獣皮紙といった文書に使われた媒体や筆記用具、インク等の記録材料、大きさなどの形態、文書内の文字・記号・印章の配置といったレイアウトなどを分析すること、すなわち文書のモノとしての分析も、古書体学の研究に含まれる。この分野は、書物の物理的体裁を研究する古書冊学 (codicology) と密接に関連している。

文書形式学とは、法的効力のある文書の伝来や書式を研究する学問領域である。文書形式学では、真正性の判断や、テキストの内容の評価など文書の性質を批判したり、特定の文書作成者に固有の

定式や象徴的・イデオロギー的表現などを抽出することで、歴史研究者が特に興味を持つ内容部分を識別し、日付を推定することを目的としている。また近年では文書の生成から利用、保存・管理、消滅を辿る、すなわち文書のライフサイクルについての研究も、ここに含まれる。

そして印章学とは、印章の図柄の形式や印章に刻まれた銘文の識別、印章の保存方法について研究する学問領域である。なお本稿で紹介する *Indenture1663* では、残念ながら印章の紐・帯のみが見える状態のため、印章そのものの分析をすることはできない。

4-2. 古書体学的分析

上述の通り *Indenture1663* は、獣皮紙に記されており、大きさの異なる2葉で構成されている。2葉は、下の大きい方の1葉が上の1葉を巻き込む形で、下部に付された7つの印章のバンド（ヴェラム製）と2本の紐（それに付いていた印章は失



写真1

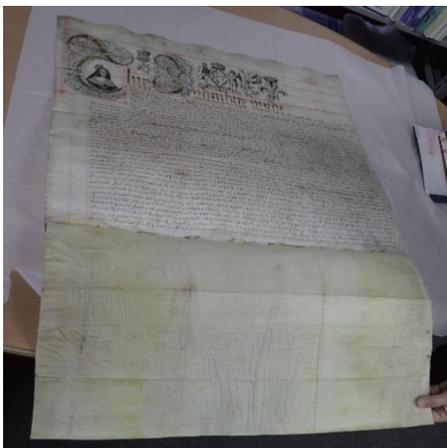


写真2

われている）によって綴じられている（写真1・2）。本稿では、文書の内容に沿って、下の大きい葉を第1葉、上を第2葉とする。

文書の大きさ（最大値）は下記の通りである。

- ・第1葉：縦56.0 cm（綴じ部分を含む）
横69.7 cm
- ・第2葉：縦39.0 cm 横68.9 cm（横は上部にくほど小さくなる台形となっている）
- ・綴じ部分：縦3.7 cm、横68.9 cm

各葉は左右両端に開けられた孔を規準として薄く引かれた罫線を並び線とし、それに沿って文字が記されている。こうした罫線の引き方は、中世の写本によくみられる。中世写本の場合、薄いグレーか茶色の線が残っているようである。薄いグレーの線の場合は、鉛と銅製の道具によって引かれたもので、茶色の場合は、クレヨン（溶かした蠟と顔料などを練り合わせて棒状に冷やした、固形の描画材料）によって引かれたものである¹⁵⁾。ただし、本文書の薄い罫線の色は、経年の影響もあるので正確な色は特定できない。

これとは別に、赤い罫線も縦横に引かれている。一見すると赤い罫線に沿って文字が書かれているように見えるが、細部を見てみると、赤い線と孔の位置がずれていることが確認できる。これは、赤い罫線が、文字をすべて記した後にその行間に入れられたこと示している（写真3）。

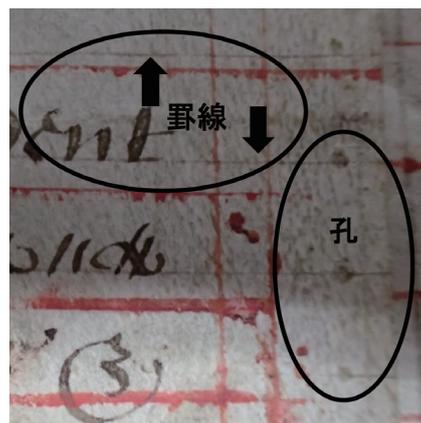


写真3

なお孔は、イニシャルや装飾部分には開けられておらず、あらかじめレイアウトを確定させた後に開けられていたと考えられる。

第1葉上部には、装飾が施されている（写真4）。



写真 4

中央に見えるのは、アチーブメント (achievement 紋章一式の意) である。中央のひし形のエスカッション (escucheon 紋章用の楯の意。あるいはシールド・オブ・アームス shield of arms と同言う) は縦二分割の構成になっている¹⁶⁾。左側は、ステュアート朝の紋章と判断できる。その詳細を見ると、イングランドを示す歩き姿のライオン (パッサント passant) とフルール・ド・リス (fleur-de-lis, アイリスの花を様式化した意匠)¹⁷⁾ の図柄、スコットランドの立ち姿のライオン (ランパント rampant)、アイルランドの竖琴¹⁸⁾ が確認できる。

また右側には、フルール・ド・リスの図柄が入っている。ヘンリエッタ・マリアがフランスのブルボン王家からステュアート王家に嫁いでいることを考えると、これはフランス王家の紋章だろう。

エスカッションの上には、王冠が載せられ、左右のサポーター (エスカッションを支える動物など) には、王冠を被ったライオンとフルール・ド・リスの図柄の服を着た天使が描かれている。下部のスクロール (scroll) には、“DIEV ET MON DROIT” (神と我が権利) というモットー (motto) が見える。これはイングランド王国のモットーで、王が神から与えられた支配権を持っていることを暗示している。

アチーブメントの左には王冠を載く花、すなわちイングランドのバラ、右には無冠の花、そして王冠を載くフルール・ド・リスが描かれている。おそらくフランス王家を意味するのであろう。

これらの象徴的意味合いや文書の内容との具体的な関連については、専門家の分析に俟ちたい。

文書本文の冒頭はTを装飾したイニシャルが記され、そこにはヘンリエッタ・マリアの肖像が描かれている (写真 5)。

冒頭 “This Indenture made” の部分は、経年によって退色してはいるが、金インクで彩色されていることが分かる。

続いて文字部分に着目する。文字は、没食子インクで記されている。本文(罫線が引かれた部分)



写真 5

と本稿末尾に提示する翻字テキストの②部分は、Secretary Handと呼ばれる、1500-1700年にかけて英語・ドイツ語・ウェールズ語・ゲール語の文字によく用いられていた字体と判断できる¹⁹⁾。

③と④部分については、本文や①部分とは書き手が異なる。両者には、この証書の日付、当事者の名前、簡潔な内容説明が記されており、特に③には、文書の分類記号のようなもの (Bun.22. N.°16) も確認できる。これらの記述と証書に残された折り跡とを併せて考えると、③と④は、証書が作成されて折り曲げられた後に、証書を整理・管理するために記録されたものと推察される。

翻字テキストの㊦~㊧部分も、本文や①~④部分とは異なる字体で書かれている。㊧を除く全てに名前が見られることから、本文書の当事者によるものと判断できる。㊦は、名前ではないが、その文意 (By Her Ma.^{ties} Comānd 陛下のご用命により) を考えると、当事者による可能性も考えられる。なお㊦は、ヘンリエッタ・マリアの名前であるが、末尾のRは、Regina (女王) の略語であろう²⁰⁾。

本文の語句を詳細に見ていくと、現代のスペリングとは違う単語が複数みられる。例えば、現代英語のappurtenancesは本証書ではappurtencēs、motionはmocōn、situateはscituateと記していることが確認できる。特にmotionのように語末が-tionとなる単語は、cōnと綴る傾向があることが分かる。この綴り方は、略字の1つで、アルファベットとそれを補助する記号 (縮綴記号) との組み合わせによるものである。

特に西欧中世の文書では、文字は必ずしも完綴形で記されるわけではなく、こうした略字を用いて記されることがしばしばあった。本文書もその例外ではなく、いくつかの略字が見られる。

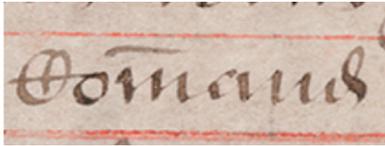


写真6

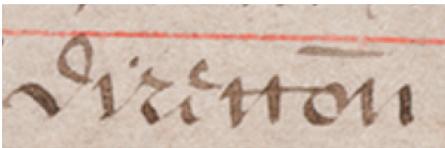


写真7

写真6は、commandの略字である。写真7は、先述のmocōnと同じ例で、directionの略字である。

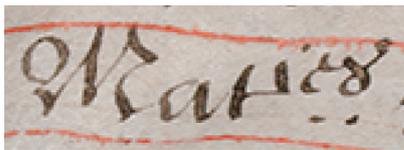


写真8

写真8は、Mat.^{ies}と記されておりMajestiesの略字である。こうした略字は、ススペンシオ (suspensio 語綴中断法) と呼ばれる、1つの語の綴りを途中で中断させる縮綴である。

本文の行末に着目してみると、~や//、~と//を重ね合わせた記号が見られる。(写真9)

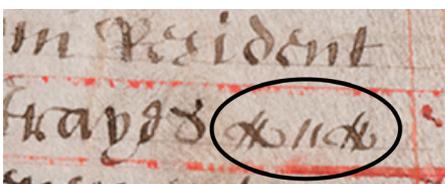


写真9

中世の写本においては、各行を揃えるために、行末に単語を記すスペースが十分にない場合に抹消線をいれたり、バツ印で埋めたりする方法があり²¹⁾、本文書にみられるこうした記号も中世写本の慣習と同様に、行末をそろえるために記入されたと考えられる。

印章部分に着目すると、本文書の下部に、8つの印章が吊るされていたことは確実である。一番

左の印章は紐から取れて現存しないため、誰の印章であるか断定はできないが、第1葉の裏面には、その印章部分が裏移りしたと思われる痕跡を確認できる(写真10)。



写真10

印影の大きさは直径13.3 cmとその他の7つの印章と比べてかなり大きいものであったようである。文書内には、「王妃ヘンリエッタ・マリアは、大印璽を貼り付ける」と記されていることから、失われた印章は、ヘンリエッタ・マリアのものである可能性がある。

その他の7点については、印章部分が印章を吊り下げるバンドで包み込まれているため²²⁾(写真11)、印章そのものを確認することができないが、印章が文書に吊るされた部分に、1つを除いて各自署名を残している。左から、セント・オールバンズ伯爵、ケネルム・ディグビー、3番目には署名はないが、消去法によりジョン・ウィンターであることが分かる。4番目は、チャールズ・ハーボード、次がピーター・バール、そしてロバート・



写真11

ロングと続き、最後がヘンリー・ウッドである。

ロバート・ブルースについては、第1葉の裏面、ちょうど印章（王妃のものと考えられる）を吊るした紐の裏側に、その署名が確認できる（写真12）。その上部（右端）には、ちょうど修復痕があるため、そこに印章がつけられていたか否かは残念ながら判断できない。しかし、本文末尾には、ロバート・ブルースの印章と署名がつけられる旨が記されている。

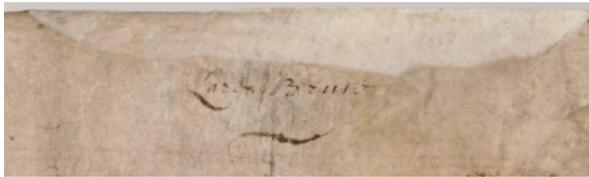


写真12

4-3. 文書形式学的分析

*Indenture 1663*は、タイトルからすでにわかるように、*Indenture*（インデンチャー）と呼ばれる証書である。インデンチャーとは、2人ないしそれ以上の当事者の間に作成される捺印証書の一つで、歯型割印文書や歯型捺印証書と訳される。一枚の獣皮紙に同一内容の契約や譲渡などの文面を当事者分書き記し、それぞれの文面の間に語や語句を記入して境目とし、それにそって歯型あるいは波状に切り離して、当事者各自が一部ずつ保持した。この形式は、証書の真正を確認し偽造を防止するために有効であった。当初は、主に遺言書に用いられていたが、次第に公私の契約書や不動産関係の権利証書などに用いられるようになった。

本文書の上部に着目すると、緩やかな波型になっていることが分かる。当初は、獣皮紙の製造過程によるものと考えていたが、本文書がインデンチャーであることから、文書作成の際に意図的に波型に切られたと思われる。ただし残念ながら、本来のインデンチャーのように、切り口の境目に文字が記されたような痕跡は確認できない。しかしながら、本文書の伝来形態と併せて考えると、このことが必ずしも本文書の真正性を失わせる理由とはならない。本文書の伝来形態についての考察は、後述する。

次に、本文書の書式（構造）が実際にどのようになっているのか見てみよう。構造を分析することで、インデンチャーの書式がどのようなもので

あるかを知ることができる。なお、書式の分析に際しては、同時期のその他のインデンチャーとの対照を可能な範囲で試みた²³⁾。

文書にはいくつか太字で記された語句が確認できる。これらは、文書の内容や当事者の名前を抽出しやすくし、文書の概要を把握しやすくするための工夫あるいは書式と思われる。

いずれの文書も概ね冒頭は、*This Indenture made*の書き出しの後に、作成年月日の情報が記されている。その後、*Betweene* [*Between*] と太字で書かれた後に、当該文書の当事者の名前が明記されている。*Indenture 1663*と同様に、冒頭は概ね、上記の書き出しで始まり、続いて当事者の名前が記されるようである。これが当時のインデンチャーの冒頭の一般的な書式であったと考えられる。

その後には、太字で*Whereas*から始まる一文が続いている。これは、冒頭に置かれる日付や当事者の名前と、具体的な内容が始まる本文との間に位置するもので、文書作成の背景が示されている。この部分は、法的効力に関係しないためか、省略される場合もあるようである。

具体的な内容部分には、本文書では、太字で*Now this Indenture witnesseth* [*witness*] という文言が使われている。ここから文書の主要な内容を含む「主部」²⁴⁾が始まる。文書によっては、単に*witnesseth* (*witnesseth*) と表現される場合もあるようだ。

*Indenture 1663*における主部では、*Have given, Doe* [*Do*] *give, To have and to Hold, To Be Held*といった語句が太字で記されている。何を（が）実際に与え（られ）るのか（具体的な土地や地位・職務など）、どのような義務を負うかなど、すなわち「文書の内容となる法行為を示す」ための定式表現の一つと言える。その他にも、本文書には太字で表現された語句がいくつか確認できる（*All that, Except, Provided always, Yeilding* [*Yielding*] *Rendering*… など）。このように、一部分を太字にして表記するのは、文書の重要な箇所や特に注目すべき箇所を分かりやすくするための、インデンチャーにおける書式の一例であろうか。

主部の最後は、文書の有効性を保証するための手段（印章・署名）を付与することを示した一文で締めくくられている。具体的には、*In witness whereof*（＝その証拠として）という語句の後に、

当事者全員の印章と署名を付すという旨の一文がきている。中世文書における「認証定式」(corroboration)に相当すると思われる。

そして文書の最後には、文書の内容に関する添書きや内容を短文に要約したような添書き、当事者の署名が記されている(翻字テキストの①と②およびB~E)。この部分は、中世文書の「終末定式」(eschatocol)に相当する。ここにも、中世文書の書式の残滓が垣間見られる。

以上から、*Indenture1663*の構成を図式化すると、概ね以下のように表すことができる(図1)

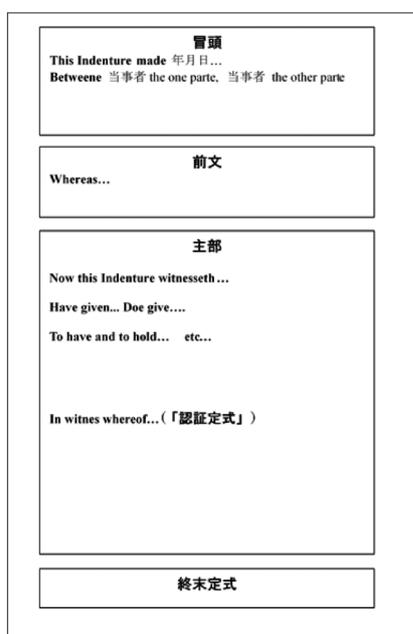


図1 インデンチャーの構成の一例

本節の最後に、本文書の伝来の形態について考察する。第1葉の裏面を詳細に見てみると、本文書の内容を簡潔に記した部分にCopyという語句が確認できる。これは、この文書が写しであることを意味している。

文書が伝来する形態として、オリジナル(original)と写し(copy)に大別される。写しの中には、法的有効性の要素を含んだ正確な様式で作成されるauthentic copyというものがある。本文書の場合、印章と署名があることから、authentic copyに該当し、法的有効性を持つ写しと考えられる。

以上のことを踏まえて考えると、本文書に本来のインデンチャーに特徴的な痕跡が見られないのは、本文書が写しであることが理由の一つであるかもしれない。あるいは、この年代のインデン

チャーには、定型として説明されるような特徴がすでに失われている可能性も考えられる。

おわりに

以上のように本稿では、*Indenture1663*について、翻字テキストの提示と併せて、単に内容の紹介だけではなく、マニュスクリプトを「読み解く」方法を紹介しつつ、主に西洋古文書学の視点から分析した。本稿によって、当該文書が広く知られ、研究に利活用されることを願うとともに、日本では体系的に学ぶ機会がまだまだ少ない西洋古文書学の手法を知る一材料となれば幸いである。

最後に、本稿をきっかけとして、名古屋大学附属図書館をはじめ、西洋のマニュスクリプトを所蔵する各図書館や文書館において、画像データに併せてテキストデータも公開する動きが今後進んでいき、保管されたままのマニュスクリプトが一つでも多く研究利用されるようになることを期待したい。そのためにも、図書館員と大学教員をはじめとする研究者との協力体制を築く必要がある。これは筆者自身の課題の一つでもある。

【翻字テキストの凡例】

- ・ 解読不明な文字や不確定な(現時点では推定の)文字は [] 内に入れた。
- ・ 第1葉の裏に見られる点線は、文書の折り目を表現している。
- ・ 行末を揃えるために入っている記号(～、～と//を重ね合わせたものなど)は、すべて「=」で表現した
- ・ で囲っているのは、文書の分析の便宜上、筆者が入れたものである。また、その中の①~④およびA~Eも、筆者による。

【謝辞】

この貴重な資料を紹介する機会をくださった高野彰氏(元跡見学園女子大学文学部教授)、本資料の閲覧など執筆に当たって多くのサポートをくださった松波京子氏(名古屋大学附属図書館研究開発室研究員)、修復に関する情報の提供・開示にご快諾くださった株式会社大入および丸善雄松堂株式会社、ここで深く感謝申し上げます。

なお本稿は、JSPS科研費16K12543による研究成果の一部である。

参考文献

- Clemens, Raymond and Graham, Timothy. Introduction to manuscript studies. Ithaca, N.Y. ; London: Cornell University Press, 2007, 301p.
- Collins, Jeffrey R.. Thomas Hobbes and the Blackloist conspiracy of 1649. *The Historical Journal*. 2002, vol.45, no.2, p. 305-331.
- Griffey, Erin. *Henrietta Maria: Piety, politics and patronage*. Farnham (England): Ashgate, 2008, 227p.
- Shailor, Barbara A.. *The medieval book: Illustrated from the Beinecke Rare Book and Manuscript Library*. Toronto: University of Toronto Press in association with the Medieval Academy of America, 1991, 115p.
- Rubin, Davida. *Sir Kenelm Digby, F.R.S., 1603-1665: A bibliography based on the collection of K. Garth Huston, Sr. M.D.*. San Francisco: Jeremy Norman & Co., Inc. 1991, 130p.
- 岩井淳. ピューリタン革命と複合国家. 山川出版社, 2010, 90p. (世界史リブレット, 115).
- 梅田百合香. ホップズ 政治と宗教: 『リヴァイアサン』再考. 名古屋大学出版会, 2005, 260p.
- 北政巳. ヴィクトリア期英帝国の繁栄とエルギン伯爵一族の歴史: スコットランド貴族の参画と貢献. 創価経済論集. 2014.3, vol.45, no.1-4, p. 59-79.
- スレイター, スティーヴン著, 朝治啓三監訳. 図説紋章学事典. 創元社, 2019, 255p.
- 高山博, 池上俊一. 西洋中世学入門. 東京大学出版会, 2005, 395p.
- 名古屋大学附属図書館. イギリス近代思想史原典コレクション目録: 第I期ホップズとその時代. 名古屋大附属図書館, 1982, 68p.
- ビショップ, ベルンハルト著, 佐藤彰一, 瀬戸直彦訳. 西洋写本学. 岩波書店, 2015, 472p.
- 松村尅, 富田虎男. 英米史辞典. 研究社, 2000, 1142p.
- 水田洋. 思想史の森の小径で. 秋山書房, 1985, 334p.
- 森護. 英国王室史事典. 大修館書店, 1994, 530p.
- 森護. ヨーロッパの紋章: 紋章学入門. 河出書房新社, 1996, 319p.
- 森脇優紀. 図書館員のための西洋古文書ことはじめ: 東京大学経済学図書館所蔵の古文書を実例に. 大学図書館研究. 2017.5, vol.106, p. 12-22. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcul/106/0/106_1492/_pdf-char/ja

吉川史子. A Seventeenth-Century Land Indenture Issued in Buckinghamshire. *修道法学*. 2019.2, vol.41, no.2, p. 67-78. https://shudo-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2830&item_no=1&page_id=13&block_id=62

Indentureの画像HTMLは下記を参照のこと。

https://libdb.nul.nagoya-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000012sktn_NULDL000127

注

- 1) ホップズを中心にその関連資料を広く収集したことから、名古屋大学では「ホップズ・コレクション」と通称されている。名古屋大学附属図書館. 1982, iii
- 2) 第I期と第II期の区分は、購入者である名古屋大学による区分である。
- 3) 水田. 1985, p. 80.
- 4) Athelstan Museumのウェブサイト http://www.athelstanmuseum.org.uk/people_richard_hatchwell.html (accessed 2020-01-24)
- 5) 水田. 1985, p. 79-80.
- 6) 修復・デジタル化作業は、株式会社大入が担当した。なお、「美術品・書籍・文書等、文化財の修復及び保存に係る業務」として、丸善雄松堂株式会社も携わった。
- 7) 修復業者が作成した修復報告書の画像を見ると、板に挟む際には、板とヴェラムの間に保護用の紙(間紙)を置いていることが確認できる。
- 8) Griffy. 2008, p. 41.
- 9) Collins. 2002, p. 317.
- 10) 北. 2014, p. 62.
- 11) Collins. 2002, p. 307.
- 12) 梅田. 2005, p. 61.
- 13) Collins. 2002, p. 312.
- 14) 西洋古文書学に関する概要、西洋古文書を読み解くための方法については、森脇. 2017を参照のこと。
- 15) Shailor. 1991, p. 15.
- 16) 西洋の紋章は、婚姻や相続などによって複数の紋章が組み合わされて、その家系の変遷などが解るようになっている。森. 1996, p. 59.
- 17) フランス王家の紋章であるフルール・ド・リスは、エドワード3世以来(1340年の百年戦争中のイン

グランドの勝利)、ジョージ3世(1801年)まで、イギリス王家の紋章にも使用された。森. 1996, p. 287, 307.

- 18) 森. 1996, p. 179-180. スティーヴン. 2019, p. 188.
- 19) オックスフォード大学ボードリアン図書館が運営するウェブサイトRediscovering Rycoteのうち、古書体学学習用のページにSecretary Handに関する項目がある。
<http://rycote.bodleian.ox.ac.uk/Palaeography-Guide-alphabet> (accessed 2020-01-26)
- 20) Davida. 1991, p. 68.
- 21) ビショッフ. 2015, p. 233. 特に、13世紀末から15世紀にかけてのイタリアとフランスの写本の書き手に見られた習慣のようで、ヘブライ人の写字習慣にさかのぼることができるようである。
- 22) ただし、完全に印章が残っているのは、ヘンリー・ウッドとジョン・ウィンターのものだけで、チャールズ・ハーボードの印章は破片のみが残り、その他は失われている。
- 23) Brigham Young University (BYU) のウェブサイトBYU Script Tutorialには、17-18世紀のLand Indentureの翻字とその解説が掲載されている。
<https://script.byu.edu/Pages/the-english-documents-pages/en-land-leases-and-litigation> (accessed 2020-01-26) 本稿では、このサイトおよび、吉川. 2019. を参照した。
- 24) 本文と表現することも可能であるが、本稿では、文書形式学の用語である「主部」(text) を用いる。
高山. 2005, p. 67.

Portrait of
Henrietta Maria
in the initial T

This Indenture made

The Eighteenth day of December In the Fifteenth year of the reign of our Sovereigne Lord Charles the second by the Grace of God of England Scotland, France and Ireland, King == Defender of the Faith etc. Annoque Domini One thousand six hundred sixty and three. **Between** the most high and Excellent Princesse Henriette Marie by the grace of God Queene of England Scotland France and Ireland. Mother to the said Kings Maiestie. And the Right Honorable Henry = Earle of S' Albans Lord Chamberlaine of the Household to the said Queenes Maiesitie, S' Kenelme Digby Knight Chancellour and Keeper of the Great Seale to the said Queenes Maiesitie, S' John Wintour Knight Principall Secretary to the said Queenes Maiesitie, S' Charles Harbord Knight Surveyor = General to the said Kings most excellent Maiesitie, S' Robert Long Baronett Surveyor General to the said Queene Maiesitie, S' Peter Balle Knight = Attorney General to the said Queenes Maiesitie. And S' Henry Wood Knight and Baronett Clerke of the Greene Cloth of the Household to the said Kings most Excellent Maiesitie of the one parte. And the Right Honorable Robert Bruce of the other parte. **Whereas** the said Henry Earle of S' Albans, S' = Kenelme Digby, S' John Wintour, S' Charles Harbord, S' Robert Long, S' Peter Balle and S' Henry Wood, Doe stand and are possessed amongst other things of and in the = Honor of Amphihill with the rights members and appurtenances therunto belonging in the countie of Bedford and Bucks. for the Terme of Divers yeares yet to come and unexpired. Upon Trust and Confidence To and for the onely use and behoofe of the said most excellent Princessee Queene Henriette Marie for her life with power to make the Grant hereafter memoried. **Now this Indenture witnesseth** That the said most High and Excellent Princesse Queene Henriette Marie of her

esspeciall grace certaine knowledge and meere mocon, And the said Henry Earle of S' Albans, S' Kenelme Digby, S' John Wintour, S' Charles Harbord, S' Robert Long, S' Peter Balle, and S' Henry Wood, by the especiall direccion and comand of her said Maiesitie, Testified by Her ioying in these presents, And for divers good considerations her said Maiesitie therunto moving, And out of the especiall Trust and confidence by her Mat.^{ies} and her said Trustees reposed in the Integrity and ability of the said Robert Lord Bruce, **Have given** and granted, And by these presents **Doe give** and grant unto the said Robert Lord Bruce, The Office and Offices of Cheife and High Steward and Stewardshipp of **all that** her said Maiesities, or her said Trustees Honor of Amphihill in the said Counties of Bedford and Bucks, = or either of them with all its rights members and appurtenances, And of all Mannors and Lordships with the appurtenances part parcel or member of the said Honor, or = united or annexed therunto by any Act of Parliament or otherwise therunto belonging **To have and to hold** the aforesaid ^{office and} Offices of Cheife and High = Steward and Stewardshipp of the said Honor and premises with the appurtenances, from and after the death surrender or forfeiture of the Right Honorable Thomas Earle of Elgin in the Kingdome of Scotland unto the said Robert Lord Bruce for and dureing the will and pleasure of her said Maiesitie, **To Be Held** and exercised by him = seife and his sufficient deputie or deputies by him to be therunto lawfully Authorized duringe the time aforesaid, And her said Maiesitie doth further by these presents of her especiall grace certaine knowledge and meere mocon Give and grant unto the said Robert Lord Bruce, The Office and Offices of the Gurdian Cheife Bayliffe And Bayliffe and Baylifficke of her said Mat.^{ies} and Her Trustees liberties within all that her Mat.^{ies} or her Trustees said Honor of Amphihill in the said County of Bedford, And in the said County of Bucks, And within all and singul[er] the Lord^{ships} Mannors Fees Baylifficke Burrowes Townes Villages Hambetts Parkes Lands [Tene]ment, Hundreds possessions and hereditaments whatsoever situat lying and being within the Lymitt and Jurisdicccon of her said Mat.^{ies} and her said Trustees said Honor of Amphihill, And unto the said Honor annexed by vertue of a certaine Act of Parliament heretofore in the three and thirtieth yeare of the Raingne of the Late King Henry the Eight in that behalfe made and Provided, or otherwise therunto united or belonging, And within all and singular other her said Mat.^{ies} and her sais Trustees Lord^{ships} Mannors Fees lands tenements possessions and hereditaments whatsoever situat lying and being within the aforesaid Counties of Bedford and Bucks or in either of them to the said Honor belonging or therunto united or annexed, And also the Returne and execution of all and singular writts and proces of the Courts held or to be holden by or before the Iustices and Commissioners of her Mat.^{ies} most deere sonne and Sovereigne Lord King Charles the second within all and singular her Mat.^{ies} and her said Trustees Honors Mannors Lands tenements and liberties = aforesaid, Together with full power of doing and executing all and singular such things as belong or appertaine unto the execution of the writts and proces aforesaid, = And likewise the Office and full power of gathering takeing lavyng and Receiving To her said Mat.^{ies} use all and all Manner of Rents Fines post Fines Redempcon = Forfeitures paines issues and americiaments and profits whatsoever, and all Recognizances for what cause soever taken forfeited or to be forfeited, And all other duties to her said Mat.^{ies} or her said Trustees belonging within all and singular her Mat.^{ies} and her said Trustees Honors Mannors Lands tenements and liberties aforesaid and = within and parte and parcell thereof, And also full power of takeing and seizing to her said Mat.^{ies} use All and singular the goods and Chattles Debts rights and = Credits of Fugitives Felons Pirates and Felons of themselves, and of all other Felons murderers Outlawed persons and offenders whatsoever, And also the yeare day and wast =

【第 2 業・表】

And Estripments of all and singular the Lands and Tenements of men and Resiants and of Tenants either whole or parte Tenants as well resident as not therein Resident and elsewhere resident whatsoever, within the premises arising or growing due or happening To her said Mat.^{is} or her Trustees, And all and all manner of Hydeage waifes estrayes==== Deodands and Treasure trove and other things found when they shall happen within all and singular her Mat.^{is} or her said Trustees said Honors Mannors Lands tenements et liberties aforesaid, or within any part or parcell thereof, Together with all other and further power of doeing and executing all and every other thing or things which unto the==== said Office or Offices of Guardian and Bayliffe of the liberties within all and singular her Mat.^{is} and her said Trustees Honors Mannors Lands tenements and places= aforesaid doth belong or appertaine, And also all yearly and other Fees allowances profits privileges and Commodities to the said Offices of High Steward Steward Guardian and Bayliffe of the premises or any or either of them belonging or apperteyning, or heretofore had used or enjoyed by any other High Steward, Steward Guardian or Bayliffe thereof or Officers aforesaid, or any of them, for or in respect of the said Offices or any or either of them, **Except** and out of this grant reserved to her said Mat.^{is} and her said Trustees for her use All the rents Fines issues and profits of the premises, or which the Guardian Bayliffe or other Officers or Officer of the premises or any part thereof ought to have heretofore used to accompt or ought to be Answered to her said Mat.^{is} or to her said Trustees to her use as hereafter is express **To have and to hold** exercise and enjoy the said Office= and Offices of Cheife Bayliffe Guardian Bayliffe and Bayliffs of the premises and every of them and every part and parcell of them together with the Fees and all and singular the premises before in and by these presents granted with their and every their appurtenances. Except before excepted To the said Robert Lord Bruce for and during her said Mat.^{is} will and pleasure, To be held and exercised by himselfe or his sufficient deputy or deputies in that behalfe by him to be lawfully thereunto Authorized, dureing the Terme aforesaid, The said Robert Lord Bruce **Yelding Rendering answering and paying** To her Mat.^{is} or her said Trustees to her use A True and faithfull Accompt= yearly or as often as her said Maiesties Councill or Trustees or Assignes shall order or Require the same, of all the Rents issues and profits of the premises To her said Mat.^{is} or her Trustees or Assignes to become due, or to be belonging, deducting the Fees allowances and premises to him hereby granted as aforesaid, **And her said** Maiestic for the Consideracons aforesaid, Of her esspeciall Grace certaine knowledge and meere motion by these presents doth further Give and grant unto the said Robert Lord Bruce for the exercise and execution of the said Offices and every of them respectively, All such see many and the like severall rights Jurisdiccions liberties and Authorities, Priviledges preheminecies and Regards, wages Fees profits Commodities allowances advantages and emoluments whatsoever As the right Honorable Thomas Earle of Elgin or any other person or persons= heretofore had perceived or enjoyed, Or ought to have had perceived or enjoyed by reason pretext or in respect of The said severall Offices of Cheife Steward or Steward, Cheife= Bayliffe guardian Bayliffe or Bayliffe aforesaid or any or either of them, **Provided alwayes** that if it happen this present Indenture not to be Inrolled within one= yeare now next and immediathly following before her Mat.^{is} Auditor General, And the Auditor of the premises for the time being, That them and from thenceforth This present grant and every Article Clause and Agreement therein conteyned shall be utterly voyd frustrate and of none effect, Any thing in these presents conteyned to the Contrary thereof in any= wise notwithstanding, **In wittnes whereof** To the one part of these present Indentures the said most excellent Princesse Queene Henriette Marie hath caused her greate Seale to be affixed, And the said Henry Earle of S' Albans, S' Kenelme Digby, S' John Wintour, S' Charles Harbord, S' Robert Long, S' Peter Balle, and S' Henry Wood their hands and seales have putt, And to the other part thereof the said Robert Lord Bruce, his hand and seale hath sett. The day yeare first above written.

① May it please yo.^r Maiestie.

② This conteyneth a Grant to Robert Lord Bruce of the Offices of Cheefe and Hight Steward and Steward of yo.^r Mat.^{is} Honor of Amphilill after the death of the Earle of Elgin. And of Guardian and Cheefe Bayliffe and Bayliffe of the liberties and rents and profits of the Honor of Amphilill in the Counties of Bedford and Bucks with the Usuall Fees dureing your Maiesties pleasure.

B And is done by yo. Mat.^{is} pleasure signified to me by the Earle of St Albans. The Seventeenth Day of December 1663;

C Recepti 18. Dec. 1663. DK.

E By her Ma.^{ties} Comand

D 17^o December 1663
Peter Balle

F J. Wintor

[cords]

S' Albans

Kenelme Digby

[no autograph]

C. Harbord

Peter Balle

Rob^r. Long

He. Wood

Lord Bruce

18 Dec. 1963. Queen Mother her Grant of a Stewardship of
15 Ca[r]r[re] Amphihill to Robt. Ld Bruce during pleasure

④

18th December 15th Chal. 2^d 1663

Amphihill I - I Leashold le. Bun. 22. N.º 16

A Grant and Copy thereof from her highness Henrietta Maria
the Queen Dowager and her Trustees:
Of Chiefe and High Steward and Chief } Bedford
Baillife [etc.] of the Honour of Amphihill } and
in the Countys of Bucks }

To Robert Lord Bruce
after the death of the Earl of Elgin
during her Majesties Pleasure

③